川越市児童遊園に係る管理基準

(趣旨)

第1条 この基準は、川越市児童遊園の設置等に関する要綱(平成24年 11月7日市長決裁。以下「要綱」という。)に基づき、川越市児童遊園の適切な管理について、必要な事項を定めるものとする。

(管理の内容)

- 第2条 要綱第10条第1項の適切な管理とは、次に定めるところによる。
 - (1) 遊具等の日常点検を行うこと。
 - (2) 除草及び清掃を行うこと。
 - (3) 地盤(地面)の整備を行うこと。
 - (4) 樹木の剪定を行うこと。

ただし、寺社地及び共有地などにある所有者が特定できない樹木で、 剪定の域を超えて成長した樹木の枝切り等については、自治会長と協 議のうえ、対応するものとする。

- (5) 樹木に発生した害虫の駆除を行うこと。 ただし、スズメバチ等、人命に係わるような害虫は除く。
- (6) ボール遊び (野球 (キャッチボールを含む)、サッカー) は禁止とし、その旨の内容を含めた、児童遊園利用者への注意を喚起する看板の設置を行うこと。

ただし、ゲートボール、グラウンドゴルフ、幼児用の柔らかいボール遊びは除く。

- (7) 喫煙は禁止とし、花火等その他の火気使用は、青少年の健全育成を目的とするもので、以下イからホの条件を満たす場合を除き禁止とし、その旨の内容を含めた児童遊園利用者への注意喚起を行うこと。
 - イ 花火等火気の使用時間は、近隣に配慮し、原則午後9時までとすること。
 - ロ 使用できる花火は、線香花火などの手持ち花火に限ること。
 - ハ 花火等火気の使用の際は、必ず保護者同伴で行うこと。
 - 二 花火等火気の使用の際は必ず水を用意し、使用後は後片付けのう え、ゴミは必ず自宅に持ち帰ること。

- ホ 大きな話し声などを控え、近隣の迷惑にならないよう注意すること。
- (8) その他、児童遊園の設置の目的のために必要な維持管理を行うこと。 附 則
- この基準は、平成24年12月3日から施行する。 附 則
- この基準は、平成27年12月3日から施行する。